

桜井市第8期介護保険料（2021年度から2023年度）

介護保険料基準額は第5段階の75,600円です。

（単位：円）

所得段階	所得等の条件	基準額に 対する割合 (実質負担割合※)	月額	年額
第1段階	生活保護を受給している人、又は世帯全員が 市民税非課税で老齢福祉年金を受けている 人、世帯全員が市民税非課税で前年の課税年 金収入額と前年の合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	0.50	3,150	37,800
		(0.30)	(1,890)	(22,680)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金 収入額と前年の合計所得金額の合計が 80 万 円超 120 万円以下の人	0.75	4,725	56,700
		(0.50)	(3,150)	(37,800)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金 収入額と前年の合計所得金額の合計が 120 万円超の人	0.75	4,725	56,700
		(0.70)	(4,410)	(52,920)
第4段階	同一世帯に市民税課税の人がいるが、本人は 市民税非課税で前年の課税年金収入額と合 計所得金額の合計が 80 万円以下の人	0.90	5,670	68,040
第5段階	同一世帯に市民税課税の人がいるが、本人は 市民税非課税で前年の課税年金収入額と合 計所得金額の合計が 80 万円超の人	1.00	6,300	75,600
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円未満の人	1.20	7,560	90,720
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金 額が 120 万円以上 210 万円未満の人	1.40	8,820	105,840
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金 額が 210 万円以上 320 万円未満の人	1.60	10,080	120,960
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金 額が 320 万円以上 400 万円未満の人	1.80	11,340	136,080
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の人	2.00	12,600	151,200
第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の人	2.20	13,860	166,320
第12段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金 額が 800 万円以上 1,000 万円未満の人	2.30	14,490	173,880
第13段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金 額が 1,000 万円以上の人	2.40	15,120	181,440

※実質負担割合は、公費による負担軽減をした場合の被保険者の保険料率です。